

春里苑通所介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人協会が開設する通所介護事業所（以下「事業所」という）が行う通所介護及び介護予防通所介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め事業所の従業者が要介護状態、要支援状態にある高齢者に対して適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の運営については、要介護者、要支援者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事、機能訓練等の介護、支援にあたり日常生活の充実ができるように努める。

2. 利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 可児市春里苑デイサービスセンター
- 2 所在地 可児市塩河2709番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人（特養施設長兼務）
事業所の職員の管理、及び業務の管理を一元的に行うとともに職員に必要な指揮監督を行う。
- 二 生活相談員 3人（常勤兼務3人）
通所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。
- 三 介護職員 10人（常勤兼務3人、常勤専従3人、非常勤専従4人）
通所者のケアプランに基づいた介護を実施する。
- 四 看護職員 2人（常勤専従2人）
通所者の保健衛生及び看護業務を行う。
- 五 介助員 6人（非常勤6人）
送迎車の運転及び入所者の介助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 毎週月曜日から日曜日まで通年無休とする。ただし、元日のみは休日とする。
- 二 営業時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は25名とする。

(介護の提供方法の説明及び同意)

第7条 サービスの提供に当たっては入所申込者または家族に対して運営規程の概要、従業員の勤務体制その他サービスの選択に資するための文書を交付して説明を行い同意を得るものとする。

(サービスの内容及び利用料等)

第8条 サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 送迎サービス
 - 二 入浴
 - 三 給食
 - 四 機能訓練
 - 五 栄養マネジメント
 - 六 口腔機能向上
 - 七 その他 健康管理及びレクリエーション等の提供
2. 介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該サービスが法定代理受領サービスである時はその1割とする。
 3. 次条の通常の送迎の実施区域を超えて行う送迎に要する費用は実費を徴収する。
 4. 前2項のほか次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 営業時間外のサービスの提供
 - (2) 食費
 - (3) おむつ代
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められるもの
 5. 上記4項の料金については、利用者と協議のうえ決定する。

(通常の送迎実施区域)

第9条 通常の送迎の実施区域は可児市、可児郡御嵩町及び多治見市の姫地区、根本地区、共栄地区とする。

(緊急時における対応方法)

第10条 介護サービス提供中に入所者の病状の急変又は緊急事態が生じた場合は速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置をとるものとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第11条 入所者は職員の指導による日課を励行し共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努める。

2 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力する。

3 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自分の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論など他の入所者に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序、風規を乱し安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第12条 非常災害が発生する恐れがある場合及び非常災害が発生した場合は春里苑の防火規程に基づき利用者を適切に誘導、避難させてその被害を最小限度に防止するよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第13条 利用者に対して適切なサービスが提供できるよう職員の勤務の体制を定める。

2 職員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

(掲示)

第14条 施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密の保持)

第15条 介護従事者等は正当な理由なく業務上知り得た利用者または、その家族の秘密を漏らしてはならない。

2 退職等で職員でなくなった場合においてもその秘密を漏らさないよう必要な措置を講ずる。

第16条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要な事項は社会福祉法人協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行し平成12年4月1日より適用する。

2. この規程中第6条については、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

ただし、第8条第2項については平成17年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。